

# 簡易専用水道 の適正な管理を！

定期検査の受検、受水槽・高置水槽の清掃を忘れずに！

## 【保健所の担当者】

こちらの施設では、水道水を受水槽に貯めた後に給水していますよね。受水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ を超えるものは、簡易専用水道といわれ、法律で管理基準が定められています。

## 【簡易専用水道の設置者等】

水道は、毎日の生活に欠かせないので、日頃から点検しています。毎年、定期検査を受け、受水槽や高置水槽を清掃しています。



簡易専用水道が設置されたビルやマンション等では、水道法に基づき、設置者等が適正に管理する必要があります。

# ご存知ですか？ 簡易専用水道

**簡易専用水道**とは、水道局からの水を受水槽に受け給水する方式（受水槽式給水）の水道のうち「受水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ を超えるもの」をいいます。

ただし、水道法第3条第6項で規定されている専用水道に該当しているものや、消火用、工業用等に利用されるものであって、まったく飲用されないものは除きます。

なお、受水槽の有効容量が  $10\text{m}^3$  以下の施設について、豊中市では小規模貯水槽水道と定義し、管理基準等を「豊中市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領」で定めています。

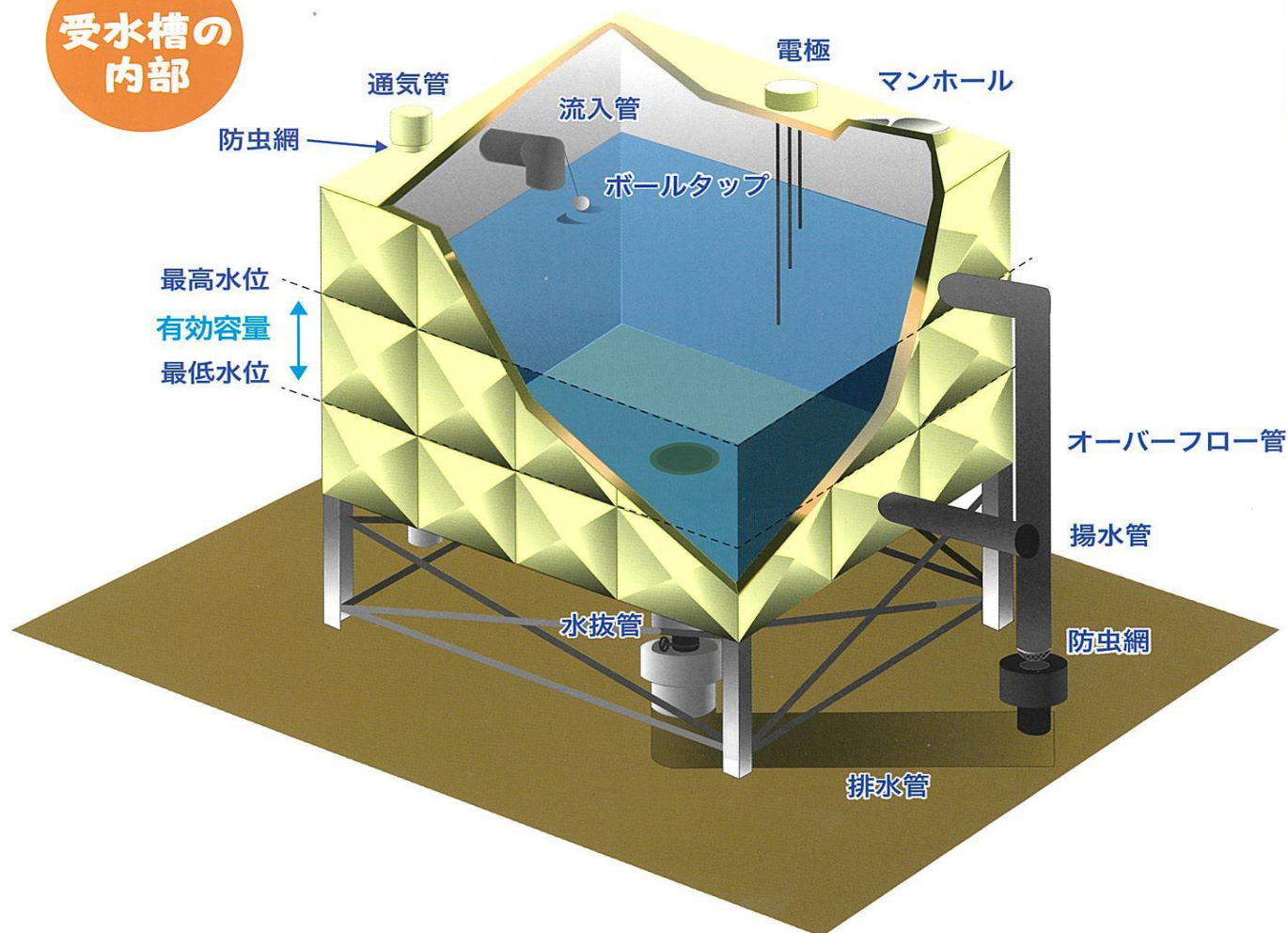
## 受水槽の有効容量

- 水槽において適正に利用できる水の容量であり、最高・最低水位の間に貯留される体積を示します。

最高水位：ボールタップ又は電極により水の流入が止まる水位

最低水位：揚水管吸込部から管径の1.5倍上部

### 受水槽の内部



# 給水方式の種類について

主な給水方式には、直結式給水と受水槽式給水の2通りがあります。

## 直結式給水

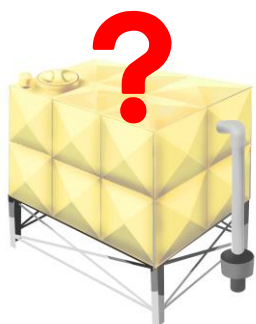
水道局からの水を、配水管から蛇口まで切れ目なくつながったパイプで給水する方式と、給水管の途中にポンプを設置し加圧して給水する方式です。

## 受水槽式給水 (簡易専用水道等)

ビル、マンション等の建物で、水道局からの水を一旦受水槽に受け、ポンプで屋上の高置水槽へ送って給水する方式です。  
また、高置水槽を設けず受水槽からポンプで直接建物へ給水する方式もあります。



## 簡易専用水道の管理は、誰が？



- 簡易専用水道のような受水槽式給水では、設置者や管理者が自らの責任で、受水槽以降の設備・水質を管理する必要があります。

例えば、分譲マンションの場合、簡易専用水道（受水槽）の設置者・管理者である管理組合等が、賃貸マンションであればマンションの所有者である家主等が、簡易専用水道の管理をしなければなりません。

- なお、直結式給水の場合、給水管等の設備や利用者に供給される水質の管理まで、水道事業者（上下水道局）の責任範囲となります。

# 管理が悪いと大変なことに！

- 簡易専用水道の設置者等は、水質汚染事故が起こらないよう、日頃から受水槽、高置水槽の点検を定期的に行ってください。
- 受水槽には、その構造から**地上式**と**地下式**の2種類があります。**地下式**受水槽では破損していても外観からわかりにくいいため、特に注意が必要です。

## 通気笠の固定は？

通気笠の脱落や防虫網の破損により、雨水、昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

## マンホールのふたの施錠は？

安全のため、マンホールのふたがみだりに開けられないよう、必ず施錠してください。

## マンホールの防水パッキンは？

パッキンが外れていると、隙間から雨水や昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

## オーバーフロー管の防虫網は？

防虫網の破損により、昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

## 地上式 受水槽

## 受水槽等の周囲は清潔ですか？

漏水等の異常の発生をすぐに発見できるよう、受水槽、高置水槽の周囲は日頃から清潔にしてください。

## 受水槽、高置水槽の掃除は？

受水槽等に貯まったサビ等の堆積物は、飲料水を汚染する原因になります。

## 受水槽等の上部は清潔に！

受水槽等の上部には、不要物を置かないようにしましょう。

## マンホール枠の立ち上げは？

マンホール枠は、受水槽上部のたまり水が、受水槽内に入ることを防ぐため、立ち上げが必要です。

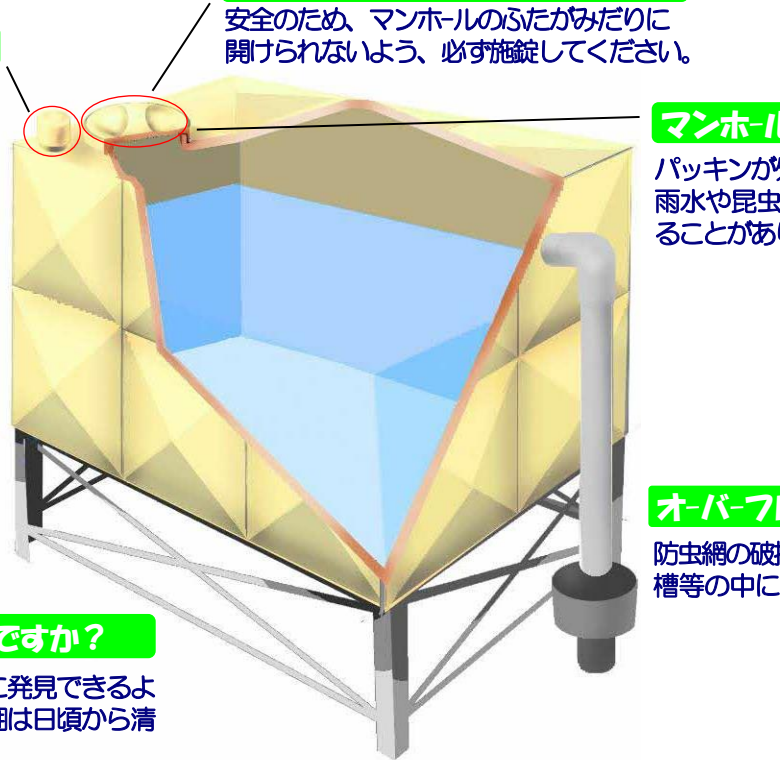
## 地下式 受水槽

## 受水槽の隣に汚水槽！

受水槽と汚水槽が隣接していると、汚水槽の壁のひび割れにより飲料水を汚染することがあります。

## 受水槽の中に汚水管が！

受水槽の中を汚水管が貫通していると、汚水管の破損が原因で、大きな事故を起こすことがあります。槽内の不用管は撤去してください。



# 適正な管理のために、守らなければならないこと

## ● 簡易専用水道の管理基準

簡易専用水道の設置者は、使用者が安心して利用できる水を供給するため、以下の基準に従って管理しなければなりません。

| 管 理 項 目                                                                                   | 管 理 内 容                                                                                    | 根拠法令                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ●水槽の掃除<br>受水槽、高置水槽等の水槽の掃除を<br>毎年1回以上（※）定期的に行うこと                                           | 水槽の掃除は、設置者が自ら行わない場合には、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、知事に登録している建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼して実施するようにしましょう。 | 水道法第34条の2第1項<br>同法施行規則第55条第1号 |
| ●施設の点検等<br>水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や汚水等による水の汚染防止措置を講じること                                       | 施設の不備により供給する水が汚染されることのないよう施設の定期点検を励行し、不備な点を発見した場合は、速やかに改善してください。                           | 水道法第34条の2第1項<br>同法施行規則第55条第2号 |
| ●水質検査<br>給水栓水（蛇口から出る水）の色、濁り、臭い、味等に異常を認めたときには、必要な項目に関する水質検査を行うこと                           | 異常を認めたときは、保健所に連絡し指導を受けてください。                                                               | 水道法第34条の2第1項<br>同法施行規則第55条第3号 |
| ●給水停止及び関係者への周知<br>供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止するとともに、その水の使用が危険である旨を関係者に周知させること | 周知させる関係者は、供給する水を利用している者、保健所、上下水道局等です。                                                      | 水道法第34条の2第1項<br>同法施行規則第55条第4号 |

## ■ 登録検査機関による定期検査の受検（水道法第34条の2第2項）

簡易専用水道の設置者は、国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に依頼し、毎年1回以上、定期検査（施設の外観検査、給水栓における水質検査、書類検査等）を受けなければなりません（有料）。

定期検査の受検後、登録検査機関より検査済証と検査結果報告書が交付されます。検査結果報告書は、メール・FAX等で保健所に報告してください。不適合事項がある場合は、保健所から指導を受けてください。

（保健所への報告は登録検査機関に依頼可能）



簡易専用水道検査機関登録簿については、環境省のホームページをご覧ください。

[https://www.env.go.jp/water/water\\_supply/suishitsu/02a.html](https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html)

## ● 定期検査を受検しない場合等、罰則が適用されることがあります。

- ・ 水道法第34条の2第2項に基づく、定期検査を受けなかったとき
- ・ 水道法第37条に基づく、給水停止命令に違反したとき
- ・ 水道法第39条第3項に基づく、報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は職員の検査を拒み、妨げ、忌避したとき

# 簡易専用水道に関する保健所への届出等について

豊中市では、簡易専用水道の設置者等が遵守すべき事項を**豊中市簡易専用水道管理運営指導要綱**で定め、適正な管理運営を図っています（市ホームページに掲載）。

豊中市 簡易専用水道

検索



## 1 保健所へ、届出をしてください。

|                                                     |                                                                  |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <input type="radio"/> <a href="#">簡易専用水道給水開始届</a>   | 簡易専用水道の給水を開始したとき                                                 |
| <input type="radio"/> <a href="#">簡易専用水道（休・廃）止届</a> | 簡易専用水道を休止又は廃止したとき<br>(受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> 以下になった場合、廃止届が必要) |
| <input type="radio"/> <a href="#">簡易専用水道届出事項変更届</a> | 簡易専用水道給水開始届の記載内容に変更があったとき                                        |

- 届出用紙は保健所にあります。（市ホームページからもダウンロード可）
- 電子申込システムによる届出も可能です。（市ホームページにリンクあり）



## 2 水質異常や事故が発生したら、すみやかに保健所へ連絡！

- 給水の異常により水質検査を実施した場合
- 水質汚染事故発生等に基づく給水停止を行った場合
- その他水道に関する事故が発生した場合



## 3 書類を適切に保存！

簡易専用水道を適正に管理するため、①設備の配置・給水系統等の図面、②受水槽周囲の構造物の配置がわかる平面図、③定期検査に関する帳簿書類、④受水槽・高置水槽の清掃の記録、⑤その他の管理記録を日頃より整理し、適切に保存してください。（保存期間 ①②：永年、③④⑤：3年）

### ● 市長からの改善指導

市長は、簡易専用水道の設置者等による定期検査結果の報告等で衛生上問題があると認められた場合、必要に応じて**改善指示**（水道法第36条第3項）、**給水停止命令**（水道法第37条）、**報告の徴収及び立入検査等**（水道法第39条第3項）を行います。

お問合せ先

豊中市保健所

〒561-0881

豊中市中桜塚4丁目11番1号

TEL:06-6152-7321 FAX:06-6152-7328

Email:eisei-kankyo@city.toyonaka.osaka.jp

